

広報ふながた広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、舟形町が発行する「広報ふながた」及び「広報ふながたお知らせ版」(以下「広報紙」という。)に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2 地域経済の活性化を図るとともに、町が保有する資産の有効活用と自主財源の確保を図るために広報紙に広告を掲載する。

(基本原則)

第3 広報紙に掲載する広告の基本原則は、消費者の保護、地域の社会及び経済の健全な発展、住民生活の向上等を図るため、次のとおりとする。

- (1) 公正で誠実なものであること
- (2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること
- (5) 関係法規及び社会秩序を守るものであること

(広告の掲載範囲)

第4 次に掲げる広告は広報紙に掲載しないものとする。

- (1) 公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 消費者に不利益を与えるおそれのあるもの
- (3) 社会問題についての主義主張
- (4) 政治性及び宗教性のあるもの
- (5) 選挙に関係するもの
- (6) 意見広告、名刺広告等個人、団体の宣伝に類するもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業広告その他これに類するもの
- (9) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (10) 各種法令等に違反しているもの及び違反行為を助長するおそれのあるもの並びに抵触のおそれのあるもの
- (11) その他広告掲載として適当でないと町長が認めたもの

2 前項に定めるもののほか、広告の掲載基準を別に定める。

(広告の規格)

第5 広告の規格は縦4.2cm、横17.2cmとする。

2 広告の刷色は墨一色(グレースケール)とする。

(広告掲載料)

第6 掲載1回あたりの広告掲載料は5,000円とする。

(広告主の資格)

第7 広報紙に広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 町内に住所若しくは事業所を有するもの
- (2) 新庄市若しくは最上郡内に事業所を有するもの

(広告の申込み等)

第8 広告主は、広報ふながた広告掲載申込書(別紙様式第1号)に必要な書類と原稿を添えて申し込むものとする。

2 申し込みの受付は、広告を掲載しようとする月の2ヶ月前の20日から1ヶ月前の20日までとする。但し、20日が土曜日、日曜日、祝祭日の場合はそれを繰り下げ、次の開庁日とする。

3 広告主は、広告主以外の第三者が著作権を有する素材等を用いる場合は、事前に必要な手続を行い、承諾を得ることとする。

(広告の審査等)

第9 広告掲載内容の審査及び掲載の適否は舟形町庁議及び行政運営に関する要項(昭和60年5月7日要綱第3号)第2条第2項に基づく課長会議(以下「課長会議」という。)が行う。

(広告掲載内容の承認等)

第10 広告主は掲載しようとする広告の原稿及び当該原稿に係る資料を提出し、課長会議の審査を受けるものとする。ただし、課長会議の開催が困難なときは、回議により課長会議の審査に代えることができる。

2 町長は、前項の課長会議の審査結果を参考として、適当と認める広告について広報紙への広告掲載を承認し、広告主に対して広告掲載承認(不承認)決定通知書(別紙様式第2号)により通知するものとする。

3 町長は、広告の掲載を不相当と認めたときは、広告の審査を受けた広告主に対して広告掲載承認(不承認)決定通知書(別紙様式第2号)により通知するものとする。

(広告掲載の優先順位の原則)

第11 広告は課長会議で審査し、原則として掲載決定者の申込受付順に掲載するものとする。

(掲載広告に関する責任)

第12 広報紙に掲載した広告に関する責任は、広告主がすべて負うものとする。

(掲載の取消し)

第13 町長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主がこの要綱に違反したとき

(2) 広告主から広告掲載の取り消しの申し出があったとき

2 町長は、編集発行上やむをえない事情が生じたときは、広告主と協議の上、広告掲載を取り消すことができる。

3 町長は、広告の内容についてこの要綱等に違反しているおそれがある旨の通報があったときは、広告主に当該広告の内容の事実を確認するものとする。

4 町長は、前項の確認の結果、広告の内容に虚偽が明らかとなったときは、広告の掲載の取り消し等必要な措置を講ずるものとする。

5 前項の措置に必要な費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の納付)

第14 広告主は、広告掲載承認決定日の翌日から広告掲載号の発行後指定する期日までに、広告掲載料を全額納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第15 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告を掲載できなかったときは、この限りでない。

(委任)

第16 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成19年2月1日から施行する。

附則(平成26年1月31日訓令第1号)

この要綱は平成26年2月1日から施行する。